

市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第49号

市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立四日市病院使用料及び手数料条例（平成25年四日市市条例第86号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第2条関係）			
第1 使用料			
種別	金額		摘要
	基本料金	加算額	
（略）			
助産料	（略）		
無痛分娩加算料	170,000円を上限として管理者が定める額		//
新生児管理保育料	（略）		
（略）			
第2 手数料			
（略）			

改正前			
別表（第2条関係）			
第1 使用料			
種別	金額		摘要
	基本料金	加算額	
（略）			
助産料	（略）		
新生児管理保育料	（略）		
（略）			

第2 手数料

(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(市立四日市病院事務局総務課)